

令和元年度神奈川県環境農政局所管公共事業評価における
公共事業評価委員会の附帯意見を受けての今後の対応について

1 公共事業評価委員会の附帯意見（総論的意見）を受けての今後の対応

(1) 附帯意見（総論的意見）

農林業は、農産物や林産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しており、将来にわたり広く県民に豊かさをもたらす重要な役割を担っている。しかしながら、本県の農林業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、自然環境と調和した農林業の持続可能な経営と神奈川県らしい農林業の発展を支援するための公共事業の適切な実施は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成の観点からも、きわめて重要な行政課題となっている。

公共事業を実施するに当たっては、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、公共事業の成果を最大限に引き出すための改善に不断に取り組むことが望まれる。

また、気候変動による自然災害の激甚化に対し、従来の災害想定や公共工事の適用工法を適宜見直し、自然環境や生態系に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことが求められる。

(2) 附帯意見を受けての今後の対応について

公共事業の実施に当たっては、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、公共事業の成果を最大限に引き出すための改善に不断に取り組む。

また、気候変動による自然災害の激甚化に対し、災害を受けにくい工法の工夫に努め施設の強靱化に取り組む。

2 公共事業評価委員会の附帯意見（各論的意見）を受けての今後の対応

(1) 再評価

① 県営かんがい排水事業／相模川右岸 2 期地区

事業場所	国庫補助 ／県単別	工期	事業費	工事概要
厚木市、 伊勢原 市、平塚 市	国庫補助	平成元年度 ～令和 5 年度	15,000 百万円	用水路改修 2 期：10,185m

公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	継続（期間延長）	
公共事業評価委員会の意見	県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。	【附帯意見（各論的意見）】 すでに事業開始から40年近く経過していることから、初期に整備を行った箇所については適切に機能診断を行い、必要に応じて最新工法による補強工事を行い、経費削減と環境配慮に努めること。
県の対応方針	継続（期間延長）	【附帯意見を受けての県の今後の対応】 現在の事業を計画どおり完成させるとともに、初期に整備を行った完成区間については機能診断等を基にした個別施設計画により必要に応じて更新・補強を行っていく。また、全区間をとおして、工事の実施にあたっては工法の見直しによる経費縮減や環境配慮に努める。

工事着手前



工事完了



工事着手前



工事完了



①基幹農道整備事業／早川石橋2期地区

事業場所	国庫補助 ／県単別	工期	事業費	工事概要
小田原市	国庫補助	平成12年度 ～令和5年度	1,544百万円	農道工 2期：2,120m
公共事業評価 委員会に県が 示した対応方 針（案）	継続（期間延長）			
公共事業評価 委員会の意見	県が示した対応 方針（案）の とおりとする ことを相当と する。	【附帯意見（各論的意見）】 耕作放棄されたみかん園を県が「体験研修農園」として整備し、県民から研修生を募集する「オレンジファーマー事業」が7地区に開設されるなど、耕作放棄地対策に関しては一定の成果がみられるものの、みかん農家を取り巻く経営環境は厳しい。農業経営の安定化と地域の活性化のため、周辺の観光資源との連携強化など多面的かつ総合的な農業振興策の推進を図ること。		
県の対応方針	継続（期間延長）	【附帯意見を受けての県の今後の対応】 農業経営の安定化や地域の活性化につなげるため、農道整備により周辺観光資源との連携や回遊性を高めるとともに、全線開通に向けて、総合的な農業振興が図れるよう、地元市やJAと共に活用のあり方について検討を深めていく。		

工事着手前



工事完了（舗装前）



(2) 事後評価

林道開設事業／八丁神縄

事業場所	国庫補助 ／ 県単別	工 期	事 業 費	工 事 概 要
足柄上郡 山北町皆 瀬川地内	国庫補助	平成7年度 ～平成26年度	2,537百万円	林道開設 7,597m
公共事業評価 委員会に県が 示した対応方 針（案）	十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。			
公共事業評価 委員会の意見	県が示した対応 方針（案）のと おりとすること を相当とする。	【附帯意見（各論的意見）】 今回の台風被害は従来の工事（工法）の想定を超える自然災害が今後も発生する蓋然性が高いことを示している。したがって、今回の被害状況に鑑み、今後実施する事業の計画や実施中の事業においては、従来の災害想定や適用工法を適宜見直し、自然環境や生態系に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことが求められる。		
県の対応方針	事後評価を終了 する。	【附帯意見を受けての県の今後の対応】 今回の台風被害を受け、今後の事業実施にあたっては、自然環境や生態系に十分配慮すると共に、国が定める林道規程・林道技術基準等を踏まえながら、災害を受けにくい工法の工夫に努め施設の強靱化に取り組む。		

